

1. 件名：「日本原燃株式会社再処理施設における使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設 第2放出前貯槽Aの溶接線近傍部の補修工事に係る面談」

2. 日時：令和2年10月27日（火）10時25分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

青山上席監視指導官、服部上席監視指導官、赤澤主任監視指導官、松倉  
原子力規制専門員

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 機械保全部 前処理機械課長 ほか4名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、令和元年6月26日の面談（※）に引き続き、日本原燃再処理施設における使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設 第2放出前貯槽Bの液だれ痕事象を踏まえ、水平展開として実施した、第2放出前貯槽Aに係る調査結果及び今後の補修工事予定について、提出資料に基づき説明があり、以下の点を確認した。

- ①第2放出前貯槽Aの補修方法については、過去に設計及び工事の方法の認可を受けた補修方法と同様のものを想定していること。
- ②補修工事に当たっては、第2放出前貯槽Bの液だれ痕の原因調査結果を踏まえ、溶接補修時の入熱管理（入熱量、層間温度）を実施すること。
- ③海洋放出管理設備及び極々低レベル廃液処理システムの維持管理については、第2放出前貯槽Bの液だれ痕の原因調査結果を踏まえ、全ての溶接線近傍部の外観点検及び非破壊検査を5年周期で全数確認を行うこと。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ①第2放出前貯槽Bの液だれ痕の原因調査結果を踏まえ実施するとしている溶接補修時の入熱管理については、記録作成も含めて徹底すること。
- ②当該補修工事に係る設計及び工事の計画の認可申請の要否については、

原子力規制庁 核燃料施設審査部門に確認すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設第2放出前貯槽Aの溶接線近傍部の補修工事について」

### 参考

#### ※ 令和元年6月26日の面談

「日本原燃株式会社 六ヶ所再処理施設廃活性炭ドラム缶の変形事象及び六ヶ所再処理施設における使用済み燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の極低レベル廃液処理設備のドレン配管等の交換に関する面談」